

京都の文化財

第三十集

京都市教育委員会

序 文

京都府教育委員会では、平成二十三年一月に策定した「京都府教育振興プラン」において、歴史と伝統はぐくまれた京都の知恵をつなぎ、自然、人、社会とつながる人の育成を進めており、京都の伝統と文化を守り、受けつぎ、新たな文化を創造する心と技の育成を主要な施策の一つとして重視しています。文化財は、京都の歴史や文化を理解する上でも、また新しい京都の文化を創造していく上でも大変重要な価値を持っています。京都の文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用することは、これからの社会においてますます大切になってきています。

この『京都の文化財』第三十集は、昭和二年（一九二七年）三月七日に現在の京丹後市網野町郷付近を震源として発生した大地震の貴重な記録である「北丹後地震写真ガラス乾板」をはじめ、平成二十三年度に本府が三十回目の指定・登録等を行いました八件の文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者、関係機関の皆様にも多大な御協力をいただきましたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

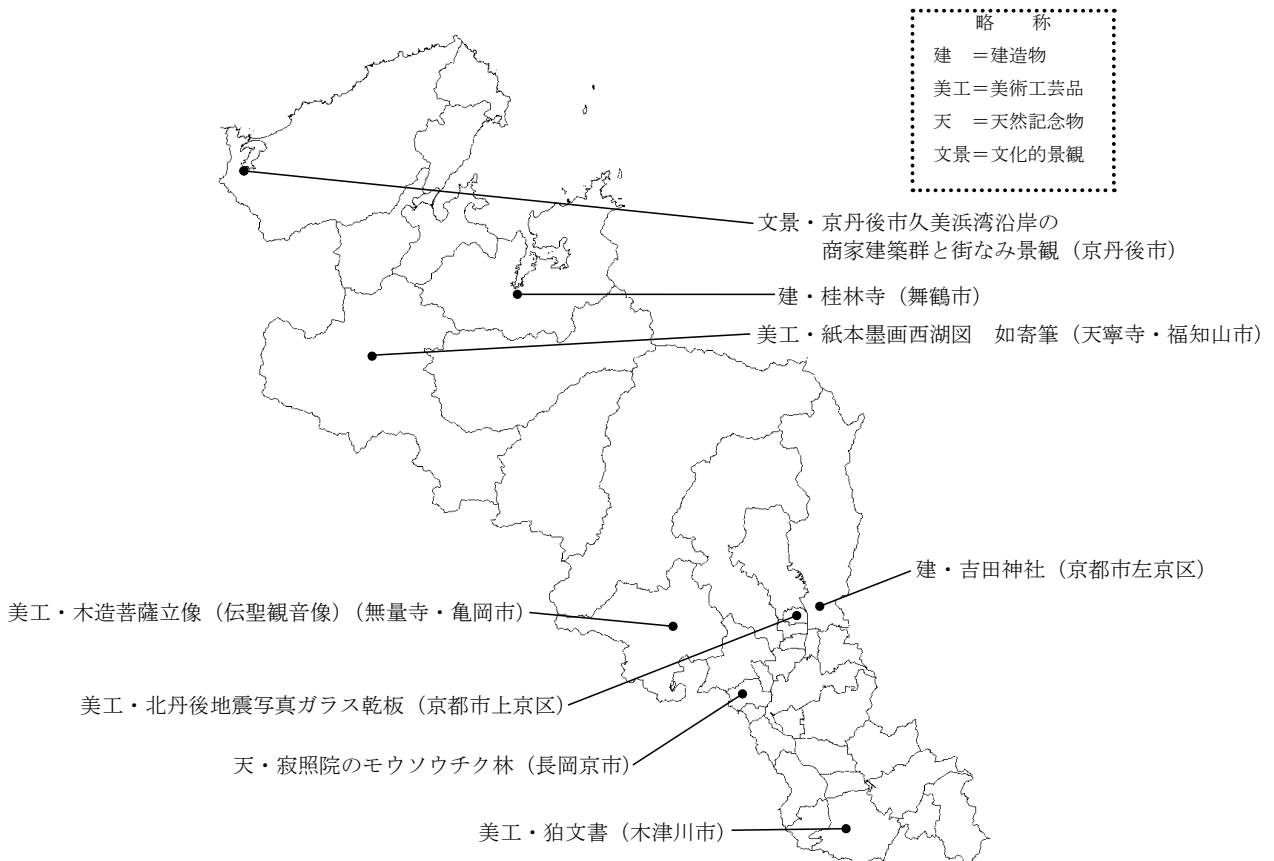
平成二十四年八月

京都府教育委員会

教育長 田 原 博 明

凡例

- 一、本図録には、第三十回京都府指定・登録等文化財を収めている。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめに種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は、原則として次のとおりとした。
名称 員数（指定・登録の別）
所在地の住所
所有者
法量（単位はセンチメートル）・構造形式等
時代
解説
- 四、本文は文化財保護課職員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆名を明記した。



目次

序文

凡例

有形文化財

建造物

吉田神社

本殿

中門

東御廊

西御廊

摂社若宮社本殿

末社斎場所中門

桂林寺

本堂

山門

経蔵

美術工芸品

絵画

紙本墨画西湖図 如寄筆

彫刻

木造菩薩立像（伝聖観音像）

古文書

狛文書

歴史資料

北丹後地震写真ガラス乾板

史跡名勝天然記念物

天然記念物

寂照院のモウソウチク林

長岡京市

21

文化的景観

京丹後市久美浜湾沿岸の商家建築群と街なみ景観

京丹後市

23

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・

選定保存技術及び文化的景観件数一覧

27

京都市左京区	1
舞鶴市	5
福知山市（天寧寺）	8
亀岡市（無量寺）	11
木津川市	14
京都市上京区	18

建造物

吉田神社

九棟（指定）
京都市左京区吉田神楽岡町
宗教法人 吉田神社

構造形式

本殿

（四棟）第一殿より第四殿に至る四棟より成る

各一間社春日造、檜皮葺、各殿間塀附属

中門

（二棟）四脚門、切妻造、檜皮葺

東御廊

（二棟）桁行四間、梁行二間、一重、切妻造、

西端中門に接続、檜皮葺

西御廊

（二棟）桁行四間、梁行一間、一重、切妻造、

東端中門に接続、檜皮葺

摂社若宮社本殿

（二棟）一間社春日造、銅板葺

末社斎場所中門

（二棟）四脚門、切妻造、檜皮葺

建立年代

本殿 文化十一年（一八一四）〜嘉永元年（一八四八）

中門 寛文二年（一六七二）「卜部兼敬日記」

東御廊 寛文二年（一六七二）「卜部兼敬日記」

西御廊 寛文二年（一六七二）「卜部兼敬日記」

摂社若宮社本殿 慶安元年（一六四八）「神業類要」

末社斎場所中門 慶長六年（一六〇一）「舜旧記」



本殿

吉田神社は、京都市左京区の吉田山西山麓に鎮座し、境内には本殿を中心とする本宮をはじめ、摂社や末社など多数の社殿が建ち並ぶ。社伝によれば、貞観元年（八五九）四月に中納言藤原山蔭ふじわらのやまかげが一門の氏神として春日大社四座の神を勧請したことに始まり、後に平安京における藤原氏の氏神として崇敬を受けるようになったという。永延元年（九八七）には公祭を預かり、正暦二年（九九一）には朝廷より特別の奉幣を受ける社格「二十二社」の前身である「十九社」に加列されている。また、『左経記』さけいぎ長元四年（一〇三一）四月二三日条によれば、この頃すでに神殿複数棟と中門を構えていたと考えられる。その後、文明年間（一四六九～一四八七）に吉田兼俱よしだかねともが吉田神道（唯一神道）を創始し、その拠点として文明一六年（一四八四）に全国の神々を合祀した斎場所太元宮だいげんぐうを創設した。

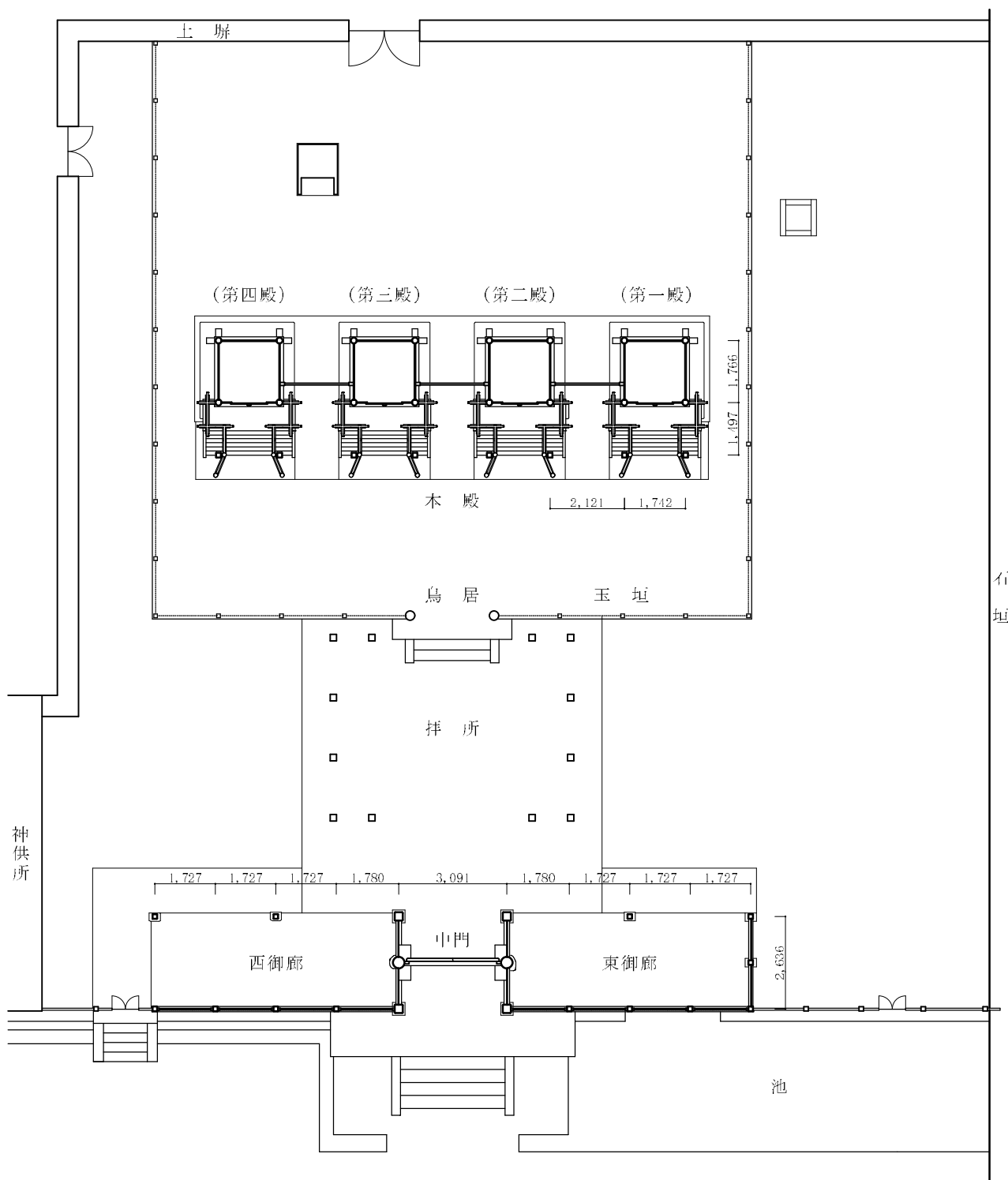
本殿は、四殿よりなり、東の第一殿に建御賀豆知命たけみかづちのみこと、第二殿に伊波比主命いはぬしのみこと、第三殿に天之子八根命あまのこやねのみこと、第四殿に比売神ひめがみを祀る。南面並列して建ち並び、各殿間に障壁を挟む。ともに一間社春日造、檜皮葺建物で、正面に縁を附設し、庇は木階六級を設ける。正面柱間には板唐戸を納め、縁に刎高欄はね、木階下に擬宝珠高欄ぎぼしを設ける。木部は朱漆塗とし、垂木や舟肘木の木口、高欄廻りには銚金物かざりを施している。応仁二年（一四六八）兵火により罹災し、現在地より五〇〇メートル南西に離れた吉田二本松町に社殿が復興されたようであるが、その後は斎場所太元宮に合祀され、天文三年（一五三四）に今の地へ遷座したとされる。『舜旧記』しゆんきゆうき慶長三年（一五九八）十一月一日条に造営の記録があり、杜家文書にはその後の遷宮の記録が残る。正徳四年（一七一四）の『城州吉田斎場所吉田社舎屋絵図』には、各間が現状より五寸程小さい社殿が描かれ、現本殿はこれ以降に行われた文化十一年（一八一四）～文化十二年（一八一五）もしくは弘化四年（一八四七）～嘉永元年（一八四八）の遷宮時に造営さ

れたものとみられる。

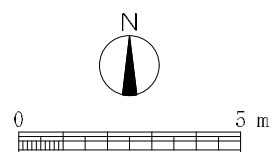
中門及び東・西御廊おらうは、本殿前面に南面して建つ。中門は四脚門、切妻造、檜皮葺、東・西御廊は切妻造、檜皮葺の建物で、石垣上に建つ。中門は後述の末社斎場所中門と比較すると、規模・形式はほぼ同じであるが、大斗上に絵様を施した実肘木を置き、より装飾的な建物となっている。『卜部兼敬日記』うらべかねきよにつぎ寛文十二年（一六七二）六月一二日条に「今日吉田社中



中門及び東・西御廊



吉田神社 本殿、中門、東・西御廊
平面図及び配置図



門廻廊柱立棟上也已刻」とあり、絵様の様式から判断しても、この時の建立になるとみられる。

摂社若宮社本殿は、本殿南東の一段山手に西面して鎮座する。一間社春日造、銅板葺の建物で、本殿より規模は一回り小さいが、ほぼ同じ形式とする。創建当初は本殿第二殿と第三殿の間に無社殿で祀られていたものを、延元年間（一三三六～一三三九）に吉田兼熙が社殿を建てたとされる。『神業類要』には慶安元年（一六四八）に遷宮をしたことが記されており、様式手法の面から、この時の造営になると考えられる。

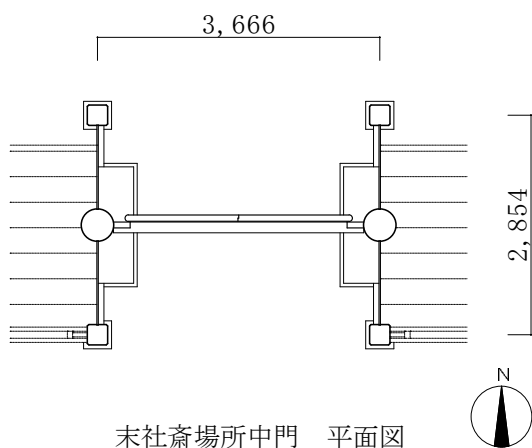
末社斎場所中門は、四脚門、切妻造、檜皮葺の建物で、石垣上に南面して建つ。本宮の中門と規模・形式はほぼ同じであるが、軒の桔木吊金物を箱金物とし、雫を散らした鍔金具を用いるなど、桃山時代の様式を示す。『舜旧記』の慶長六年（一六〇一）一〇月一八日条に「斎場所柱立卯刻、四足門同時」の記述があり、太元宮本殿と同時期に建立されたものと考えられる。

本殿は、春日大社本殿「奈良県、文久三年（一八六三）、国宝」と同じ形式をもつ春日造四棟並列社殿であり、細部に違いはみられるものの、正面の破風が直接底下に突き抜けて正面の庇を受ける等、春日造の古式を伝える類例の少ない建物である。また、本殿、中門、東・西御廊、摂社若宮社本殿の構成および配置は、春日大社と共通する。同様の例は府内では大原野神社本殿「京都市西京区、文政五年（一八二二）、市指定」に現存するのみで、本殿と併せて歴史的、学術的に価値の高い建物である。その他に、末社斎場所中門は、同所太元宮「慶長六年（一六〇一）、重要文化財」とともに造営されたことが明らかであり、桃山時代の様式手法を伝える建物として貴重である。

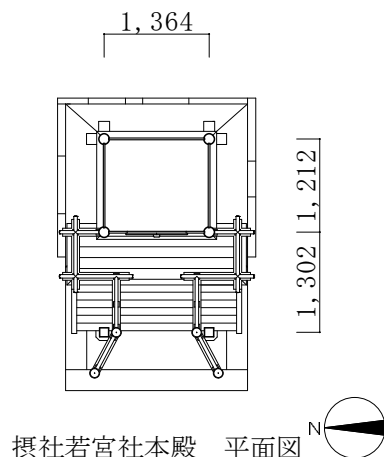
（竹下弘展・村瀬由紀史）



末社斎場所中門



摂社若宮社本殿



桂林寺けいりんじ

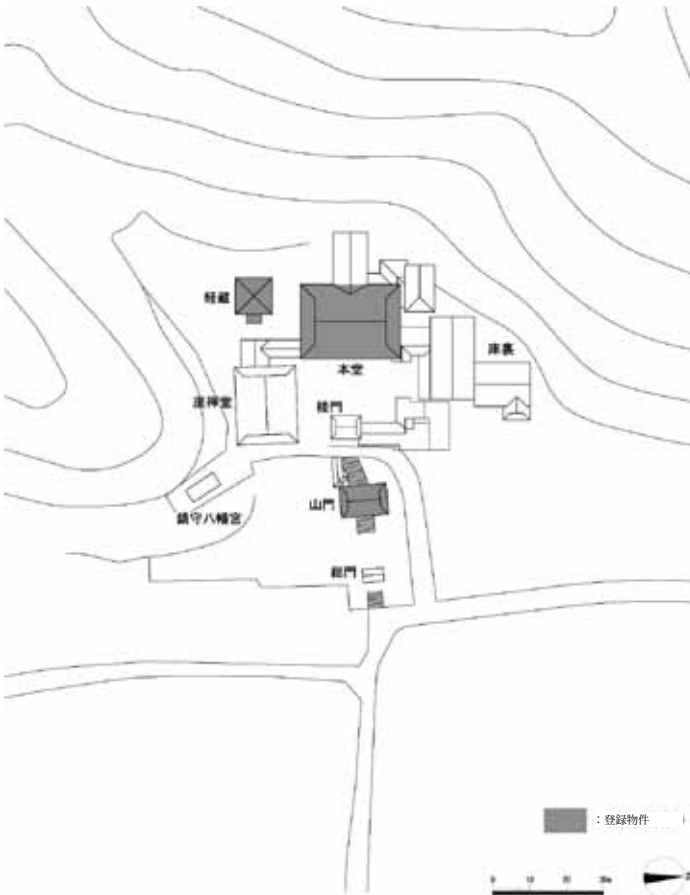
三棟（登録）

舞鶴市字紺屋
宗教法人 桂林寺

構造形式

- 本堂（二棟） 桁行二二・〇メートル、梁行一六・五メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺
- 山門（二棟） 三間一戸二階二重門、入母屋造、本瓦葺
- 経蔵（二棟） 土蔵造、正面五・八メートル、側面五・八メートル、宝形造、向拝一間、銅板葺、八角輪蔵付
- 附 銘札 一枚

安永五丙申年正月の記がある



桂林寺 伽藍配置図

建立年代

- 本堂 文化一四年（一八一七）「客殿庫裡再建始末」
- 山門 享保二年（一七一七）「丹後国加佐郡旧語集」
- 経蔵 安永五年頃（一七七六頃）「銘札」

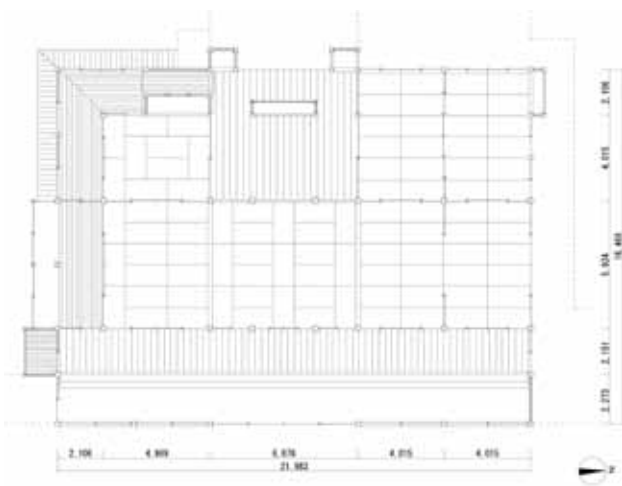
桂林寺は舞鶴市西部、愛宕山の東麓に所在する曹洞宗寺院である。山号を天香山と号し、もと洞林寺とうりんじと称した。洞林寺の草創については明らかでないが、寺伝によれば欽明天皇二六年（五六五）に勅願によって創建された薬師寺に始まるという。近世を通じて細川氏、京極氏、牧野氏ら歴代藩主の庇護を受け、当地域における曹洞宗の中心的寺院であった。境内は、東から総門、山門、楼門が一系列に並び、同軸上の最上部に本堂が建つ。本堂北側には庫裏が接続し、南側には座禅堂・経蔵、座禅堂奥に鎮守八幡宮が配される。

本堂は、一重、入母屋造、棧瓦葺の建物で東面する。寺蔵『客殿庫裡再建始末』より文化一四年（一八一七）に建立されたことがわかる。平面は、禅宗方丈の形式を基準とし、六間取りの北側に二間が付く二列八室の構成である。正面、南面及び西面の一部まで広縁を廻し、正面のみ広縁前面の土間を室内に取り込む。堂の側廻りでは柱上を舟肘木とするが、中央奥の内陣では正面の丸柱（露柱）及び仏壇柱上に斗拱を配し、荘厳化が図られている。室構成等に曹洞宗本堂の特色を見ることができ、大規模かつ建立年代の判明する建物として貴重である。また、文書により普請の経過が判明する点でも評価できる。

山門は、三間一戸二階二重門、入母屋造、本瓦葺の建物で東面する。『丹後国加佐郡旧語集』により享保二年（一七一七）に建立されたことがわかる。下層は粽付きの丸柱を貫で固め、組物は出組を詰組に配する。両脇間後寄りを室として仁王像を安置する。上層は、組物は三手先詰組、内



本堂



本堂 平面図

部は後ろ寄りに仏壇を設け、釈迦如来及び十六羅漢等を安置する。軒は上下層とも二軒繁垂木を平行に配し、妻飾りは虹梁大瓶束である。禅宗様を基調とする本格的な造りの二重門で、細部意匠は秀逸である。

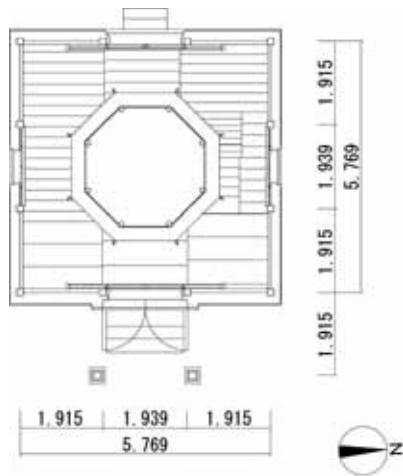
経蔵は土蔵造で東面し、屋根は宝形造、銅板葺、正面に一間の向拝を設ける。銘札により安永五年（一七七六）頃の建立と考えられる。内部は拭板張りの一室で、八角輪蔵を設け、格天井を張る。正面両開土戸の内側に、「雲に鳳凰」「牡丹に唐獅子」を主題とする鏤絵が施されている。土蔵造の経蔵は府内に類例が少なく貴重である。

桂林寺伽藍の近世中期から後期に建立された建築は、当地域における曹洞宗寺院建築として代表的なものであり、これらが群として残ることにより境内は優れた寺観を形成している。本堂等により後世の改造が見られるものの主要軸部の残りは良好で、歴史的価値は高い。

（竹下弘展・村田典彦）



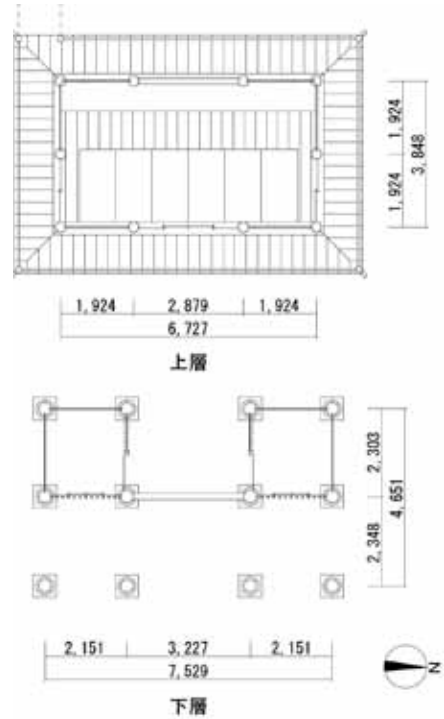
経蔵



経蔵 平面図



山門



山門 平面図

定

輪蔵ゆる／＼まわす事
土用中蠹乾不可懈怠事
但シ四九日掃地可致事
昼從四ツ時八ツ迄網戸其余は板戸
閉却之事雨天梅雨板戸之事
經文拝読之僧侶は借標以一札
所管人ニ相願候事所管人不相
定時は方丈江直願可申事
経蔵之近辺ニ庭木堅無用事
從万靈北ニ新墓堅無用事
但しほりかゑしニ而も禁之

右之通可致守護者也
安永五丙申年正月



経蔵 銘札

美術工芸品

紙本墨画西湖図 如寄筆 によき

一幅（絵画・指定）

福知山市宇大呂

宗教法人天寧寺（京都国立博物館寄託）

法 量 縦 四二・一センチメートル 横 九一・〇センチメートル

品質構造 紙本墨画掛幅装

時 代 室町時代

保存状況 全体に亘って折れが見られる。

記 録 （図内書込）

画面上部（右から）

「北高峯」、「飛來峯」、「上天竺寺」、「南高峯」、「錢塘」

画面中程（右から）

「靈隠寺」、「九里松」、「冷泉寺」、「孤山寺」、「三賢堂」

「呼猿洞」、「三竺浄土」、「中天竺」、「下天竺」、「蘇公堤」

画面下部（右から）

「涌金門」、「豊樂楼」、「六橋」、「雲峯塔」、「錢塘門」、「南屏山」、

「浄慈寺」

（落款印章）「大明遊子櫓□如寄寫」、「□□」（朱文方印）

（裏書）「西湖図／古来ヨリ有／萬峰叟求焉」

図 様

中国浙江省杭州の西湖を描き、画面各所に名勝境地の名称を墨書で書き込む。画面上部には西湖西岸の山が描かれる。画面右から順に、「北高峯」、「飛來峯」、「三竺浄土」、「南高峯」を配置し、その間に遠山をあらわす。「三竺浄土」の上部に「上天竺寺」を描くほか、各々の頂に塔・楼閣・樹林を描く。

画面左上には錢塘江を示すと思われる「錢塘」の書き込みがある。画面中程には、西湖西岸にならぶ山の麓の景観をあらわす。山裾には、画面右から「靈隠寺」、「冷泉寺（冷泉亭）」、「呼猿洞」、「中天竺（寺）」、「下天竺（寺）」、西湖西岸の市街を配置する。その前方、画面のほぼ半ばに画面を横切るように「蘇公堤」を配置し、画面やや右よりに「九里松」と孤山をあらわす。孤山には「孤山寺」と「三賢堂」を描く。画面下部には左右に高山を配し、その間に西湖東岸の景観を描く。画面右から「涌金門」、「豊樂楼」、城壁、「雲峯塔（雷峯塔）」、「錢塘門」、「南屏山」、「浄慈寺」を配置する。また、画面右よりに「六橋」の書き込みがある。湖面には舟を配し、また各所に人物を散策・騎旅の態に描く。

天寧寺は福知山市の臨済宗妙心寺派の禅院で、金山寺即休契了に参じ、帰国後足利義持が帰依した愚中周及（一三三三—一四〇九）を中興開山とすることで知られる丹波の有力禅宗寺院である。

本図に描かれる杭州は古くから名高い景勝地である。中唐の白居易や北宋の林逋、蘇軾の詩文・故事によって知られ、本作に描かれる三賢堂はこの三者を祀っている。一方で、杭州は臨安府と呼ばれた南宋の都であり、大寺院が数多く存在している。西湖周辺にも多くの有力寺院が位置しており、南宋の嘉定年間（一二〇八—一二四）に設けられた五山十刹のうち、靈隠寺と浄慈寺が五山、中天竺寺が十刹に列しているなど、本図に描かれるのは名刹の集まる景観であり、禅文化に親しむ者の同地への憧れを反映した遺品と言える。

本作の落款印章は他の作例との比較から「大明遊子櫓屋如寄寫」及び「如寄」（朱文方印）と判読でき、作者が如寄（生没年不詳）であることが判

明する。如寄は渡明したことが知られており、本作は「大明遊子」の款記を持つことから、明応五年（一四九六）の帰国後、およそ一五世紀末から一六世紀初頭の制作と考えられる。本作の作風は、応仁の乱後の主流となった周文系山水図とは大きく異なっており、偏角構図は採らず、個々の景物の配置の具体性に主体を置く画面となっている。また、硬質な線の多用、淡墨の斧劈皴、岩壁の立体構成など、雪舟（一四二〇―？）による写生風作品と共通した技法が看取される。西湖の空間構成を構図の基盤にしたと指摘される雪舟筆「天橋立図」とは、個々の景物を記号的にあらわす省略的筆法や地名の書込など、共通点が多い。

如寄は『扶桑名公画譜』や『本朝画史』などに見られるように、古くから雪舟門下とされてきた。また、還俗僧であり五山文学の主要人物である萬里集九（一四二八―？）との交流が知られており、彼を介しての雪舟との交流の可能性が指摘されている。本作に見られる表現も、如寄が雪舟の影響下にあることを示唆するものと言えよう。一方で画面上の要素を極端に強調した説明的構成をとりながら、景觀を自然に想起させる画面をまとめる点は、雪舟と別種の優れた独自性を示している。また、如寄自身が「大明遊子」と記すように、渡明経験のある如寄が本作の作者であることが彼の地を憧憬する鑑賞者にとって大きな意味を持ったことは疑いない。なお、如寄の作例は花鳥画、人物画など十点ほどが知られるが、本作は確認される唯一の山水図であり、如寄の画業を考える上でも貴重である。

西湖図は近世以降、雲谷派・狩野派を中心に主要な画題となり、禅宗寺院の障壁画などにも多くの作例が残される。しかし、室町時代に遡る現存例は、鷗斎筆の屏風（京都国立博物館）、秋月が作者に比定されている掛幅（石川県立美術館）など、数点に限られる。本作は西湖図が定型化する以前の様相を示す貴重な作例と言えよう。

本作は名勝の景觀を再構成した雪舟系山水図の優品であるとともに、絵画史上重要な画題である西湖図の古例としても価値が高い。

（中野慎之）

主要参考文献 太田孝彦「如寄筆「西湖図」について」

『帝塚山学院大学研究論集二十一』（一九八六年）

左：裏書
下：部分





紙本墨画西湖图 如寄筆

落款印章

部分



木造菩薩立像（伝聖観音像） 一 軀（彫刻・指定）

亀岡市曾我部町寺坊垣内
宗教法人無量寺（京都国立博物館寄託）

法 量 像高 一七一・三 髪際高 一五二・一

頂―顎 三六・五 面長 一五・四

面幅 一六・〇 耳張 二一・九

面奥 二二・七 臂張 四九・一

胸奥（左・含条帛） 二五・一 腹奥 二六・七

足先開（外） 二四・一

（内） 八・三

台座高 一五・二 台座幅 五一・一

台座奥 四一・二

（単位…センチメートル）

形 状 頭頂に髻を結う。天冠台（構成は下から紐・連珠・紐・列弁）

を著す。地髪部、天冠台より上は平彫り、下は疎彫りとする。

耳朶環状貫通。白毫相、三道を表す。条帛を懸け、裙（折返し付）

をまとい、下端は蓮肉上面に達する。天衣は両肩にかけ、前方

分は膝の上下を二段にわたって両手首に懸かり、両側方に垂下

する（両側欠失）。左腕屈臂、第一・三・四指を曲げて持物を執

る形をなす。右手垂下、掌を前にして五指を伸ばす。腰をわず

かに左に捻り、右膝を弛めて立つ。

品質構造 ヒノキ。漆箔、古色。白毫、水晶嵌入。

本体 頭体幹部は堅一材から彫成する。内剝を施し、蓋板を当

てるか。両手首を矧ぐ。正面の条帛垂下部、天衣の腰

部から手首に至る間及び両腕前膊からの垂下部（亡失）等を矧付ける。両足首を矧ぐ。天冠台左右に冠繪を取付けたかと思われる大小の小孔がある。表面は、肉身部、漆箔仕上げ。着衣部、古色仕上げ。

保存状況 本体 両手首先、背中の光背受座、背面背板下端部の矧ぎ付

け材、背面裳先、両足先、両足下柄 後補。髻、地髪部、

背面条帛に彫り直しが施されるか。肉身部の漆箔仕上

げ及び着衣部の古色仕上げは後補で、その下の彫刻面

についても補修が施されている可能性がある。

光背 亡失

台座 後補

時 代 平安時代

無量寺は亀岡市曾我部町寺の浄土宗寺院で、史料を欠くため来歴の詳細は不明である。本像は無量寺が所蔵する菩薩立像で、聖観音像と伝えられている。頭部から脚部にいたるまでを一材から彫成した一木造で、材の最大幅は三〇センチメートルほど、背面から内剝りを施している。腰をやや左へ捻り右足を半歩踏み出すが、動きの少ない静的な像である。

ところどころ確認される翻波式衣文、奥行きが深く緊張感のある面部、豊かな量感を示す体軀などに平安時代前期の様式を見せる。その一方で、伏し目の穏やかな表情や、柔らかな衣文の処理など、和様彫刻の傾向を見せしており、制作は一〇世紀後半頃と考えられる。やや手が長く、体部に歪みがあるなど古拙さも残すが、和様彫刻へ至る過渡期の様相を示している。この時期の典型的な様式を示しており、気品のある優美な姿は、同時代の当該地域の現存作例の中でも出色の作と言えるものである。なお、肉身部に後補の漆箔が施されるなど補修もあるが、当初の姿を大きく損

なうものではない。

寺伝によれば、本像は江戸時代以前には與能神社神宮寺の所蔵であり、神仏分離に伴い無量寺に移されたと言う。與能神社は延喜式内社で、無量寺の六〇〇メートルほど南に位置している。曾我部町上嶋家の文書のうち、安永三年（一七七四）以降と思われる記録に、與能神社の本地仏として地藏、觀音、弥陀、薬師が挙げられている。本像はこの觀音像であると考えられ、江戸時代には本地仏として信仰されていた可能性が高い。

以上のように、本像は丹波地域に残された平安時代中期の木彫像の優品であるとともに、神仏習合の一端を示す遺品として価値が高い。

（中野慎之）

主要参考文献 亀岡市『亀岡市史』資料編第四卷（一九九六年）



左側面



背面



頭部右側面



木造菩薩立像（伝聖観音像）

こまもんじよ
狛文書

二五五点（古文書・指定）
木津川市 個人蔵

時 代 室町時代～江戸時代

「狛文書」は、現在の木津川市山城町上狛を本拠地として、室町時代から戦国時代にかけて活躍した国人狛氏こくじんに関係する古文書群である。残されている古文書は、応仁・文明の乱の頃から織田信長に仕えていた時期までを中心とし、江戸時代の関連文書を含んでいる。詳細は、左表目録のとおりである。

狛氏は、出自は明らかにしないが、室町時代に、興福寺大乗院領の狛野荘こまのしょうの荘官である下司げしとして、次第に勢力を伸張させてきた。『大乗院日記目録』の嘉吉二年（一四四二年）十一月一日条に、狛下司が般若寺付近の合戦に参加し、打たれたことが記載されているのが、最も古い記録である。一方では、幕府管領細川氏かみもとの被官ひかんとしても史料に名前が見え、応仁・文明の乱では、東軍・細川勝元方として各地の合戦に参戦した。山城国一揆やましらのくにいつきにおいては、中心的な役割を果たした人物と推測されている。『大乗院寺社雑事記』の文明一八年（二四八六年）正月二五日条に、狛野荘の「下司・公文くもんは狛山城守秀やましろうのかみ」とあり、名乗り、受領名ずりようが確認できる。

番号	年	月日	文書名	差出人	宛所	料紙	形状	タテ	ヨコ	備考
1	（文明二）	七月二八日	細川勝元感状	勝元（花押）	狛山城守	楮紙	切紙	一八・〇	三六・六	切封
2	明応八	九月一三日	細川政元奉行人奉書	（飯尾）家兼	狛孫左衛門尉	楮紙	折紙	二六・八	四四・八	
3	享禄三	一〇月一五日	筒井順興書状	筒井順興（花押）	狛殿	楮紙	折紙	二七・八	四五・〇	
4		五月二七日	遊佐順盛書状	順盛（花押）	成身院	楮紙	切紙	一六・六	四七・六	切封
5		八月一日	畠山高政書状	高政（花押）	酒匂刑部大夫	楮紙	折紙	二七・五	四四・八	
6		二月一八日	筒井光就・大角信直連署状	信直（花押）、光就（花押）	狛孫一	楮紙	切紙	一二・四	四二・三	封紙あり
7		四月一日	奈良元吉書状	元吉（花押）	狛吉三郎	楮紙	切紙	一八・八	四五・六	切封、封紙あり
8	（永禄一）	二月一九日	牛嶋義統書状	義統（花押）	狛吉三郎	楮紙	切紙	一四・五	四六・〇	切封、封紙あり
9	（永禄一）	九月一六日	三好宗渭書状	釣斎宗渭（花押）	狛吉	楮紙	折紙	二八・二	四四・四	
10		二月二一日	某秀綱等連署状	馬与右秀綱（花押）・鯉 こい □□□□（花押）	狛左	楮紙	折紙	二七・二	四〇・九	
11		正月一九日	十河存保書状	存保（花押）	狛左馬進	楮紙	切紙	一五・三	四五・〇	切封、封紙あり
12	（元亀元）	一〇月五日	篠原長重・篠原恕朴連署状	篠右入恕朴（花押）、篠孫四長重（花押）	狛左	楮紙	折紙	二八・〇	四三・八	
13	（天正三）	八月一三日	織田信長黒印状	信長（黒印）	狛左□□（馬進力）	楮紙	折紙	二七・一	四三・八	
14	天正五	七月一〇日	織田信長朱印状	（信長朱印）	狛左馬亮	楮紙	堅紙	二九・七	四六・五	
15		正月一五日	堀秀政書状	信長在印	狛左馬進	楮紙	切紙	一六・五	五六・七	
16		五月一四日	堀秀政書状	堀久太郎秀政（花押）	武田左吉、林高兵衛尉、長坂助一	楮紙	折紙	二七・八	四三・〇	
17	戊（寛永一）	正月二八日	京都所司代板倉重宗触書	周防（黒印）	林村庄屋百姓中	楮紙	折紙	三六・〇	五三・〇	
18	寛文一三	正月一七日	織田信長世系図	狛昌季		楮紙	切紙	一三・九	二四・五	五六紙
19	（享保八）		狛氏由緒書			楮紙	切紙	一八・八	一〇・一	九三紙
20		正月二五日	阿部忠秋書状	阿部豊俊守忠秋（花押）	星野彦三郎	楮紙	切紙	一五・七	四五・六	
21		七月六日	前田光高書状	松筑前守光高（花押）		楮紙	切紙	二〇・二	五一・五	後欠
22	（天和元）	十一月二一日	松平乗久書状	松平和泉守乗久（花押）	奥田八郎右衛門	楮紙	折紙	三七・九	五一・六	
23		二月二四日	狛孫左衛門書状	狛孫左衛門	小林宇兵衛	楮紙	切紙	一六・六	一二・七	四四紙
24	年月日未詳		封紙	細川勝元	狛新三郎	楮紙	切紙	一八・七	一〇・八	
25	年月日未詳		狛家古状入			楮紙		四二・五	三五・五	三角形状

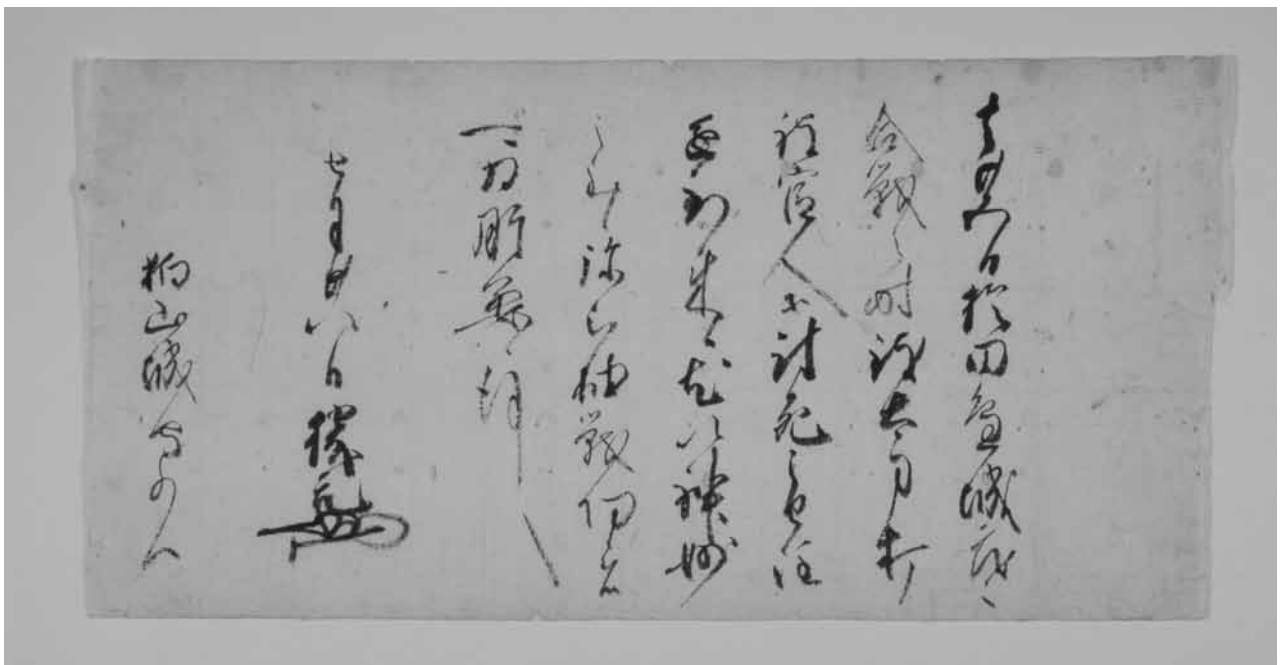
狛文書目録

狛氏は戦国期にも上狛に居住し、木津氏や大和の筒井氏等と行動を共にしている。その後、織田信長に仕え、上狛での当知行を安堵されている。しかし、本能寺の変後は出仕せず、上狛に隠居したと伝えられている。このころの当主である狛秀綱の画像が、上狛の西福寺に伝えられている（京都府登録文化財）。

江戸時代になり、狛氏は、織田氏との縁を頼り、寛文十一年（一六七一）大和国宇陀郡松山（現宇陀市）の織田家に出仕し、上狛を離れる。この際、城跡や屋敷等の管理を上狛に残る旧家臣団に委ねるが、合わせて家蔵の古文書の管理も委ねたものと判断され、「狛文書」として現在まで上狛の旧家で守り伝えられてきたものである。なお、狛氏は、元禄八年（一六九三年）の織田家の転封にともない、丹波国氷上郡柏原（現丹波市）に移り、現在も兵庫県に在住される。

主な文書の概要は、次のようである。

「細川勝元感状」（一）は、狛山城守が、文明二年（一四七〇年）七月二五日の田辺城合戦（現京田辺市）に東軍・細川方として参戦し、被官人が討ち死にしたことを注進したことに對する感状である。この日の合戦のことは、『大乘院寺社雜事記』等に記載がある。「細川政元奉行人奉書」（二）は、細川政元の奉行人である飯尾家兼が発給した文書で、明応八年（一四九九年）ころの南山城の状況を反映した内容である。細川政元の武將である赤沢宗益等が南山城に入部したことにより、狛氏と対立していた椿井氏等が没落したため、その跡の知行が狛孫左衛門尉に宛てがわれている。「筒井順興書状」（三）からは、狛氏が大和国十市郷内で四箇所の莊園の知行を与えられたことが知られる。筒井順興（一五三五）は、成身院順盛の息。「奈良元吉書状」（七）の発給者である奈良元吉は、永正六年（一五〇九年）に木津の給人として『春日社司裕弥記』に名前の見える人物である。



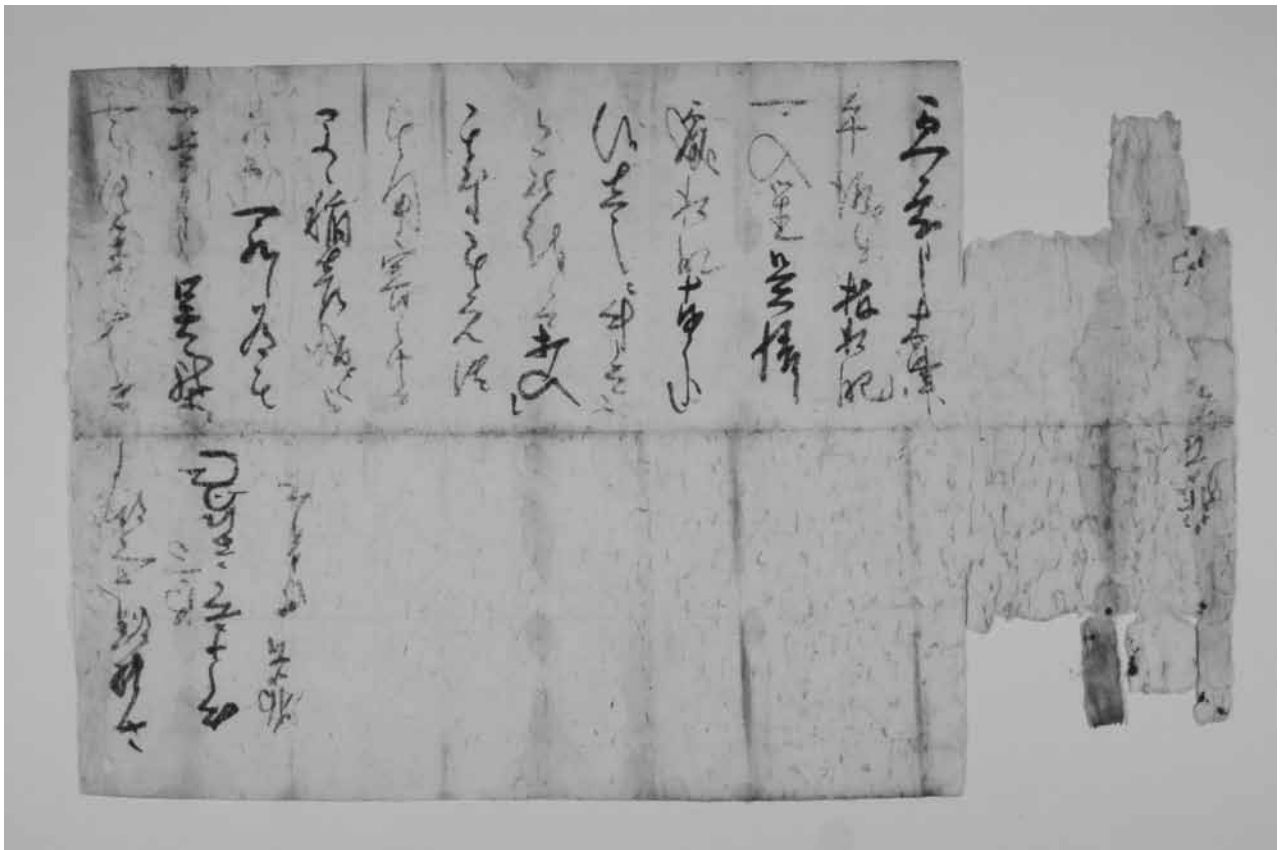
細川勝元感状

八号から一二号は、阿波の三好氏関係の文書である。八号の発給者牛嶋義統は、三好氏の重臣である篠原氏の家臣である。「三好宗渭書状」(九)は、いわゆる三好三人衆の一人である三好宗渭が、永禄十一年(一五六八年)九月に木津(現木津川市)の平城に入城した際、伯氏に対して、参戦を呼びかけた文書である。本文書は、折り方や封式に独特のものがあり、古文書学上からも注目される。「十河存保書状」(一一)や「篠原長重・篠原恕朴連署状」(一二)からは、伯氏が十河に贈り物をしたり、三好長治(万鶴)に属して参戦していることがわかり、伯氏が三好方に誼を通じていたことが知られる。三好氏が、畿内で覇を争うなかで、木津を一つの拠点とし、近隣の国人を味方につけようとしていたものと思われる。

伯氏は、その後、織田信長に仕えた。「織田信長黒印状」(一二三)は、伯氏が沈香一両を陣中見舞いとして送ったことに対する礼状。「織田信長朱印状」(一四)は、伯氏の上伯での当知行を安堵した目録である。延命寺氏や泉橋寺氏など、同じ上伯に居住しながらも敵対していた者の分も合わせて、伯氏の知行が認められており、興味深い。一六号の堀秀政は、織田信長の側近として山城の蔵入地管理などにあたった人物である。

「伯氏由緒書」(一九)は、伯氏の城跡・屋敷跡等を一族家来筋の者が年番で世話している旨を、領主である藤堂藩に届け出た文書。「伯孫左衛門書状」(二三)は、江戸時代後期に、伯氏から上伯に居る旧家臣の一人に対して、城跡・屋敷跡等を現在まで懇切に維持管理してきたことに對する謝意を述べたもの。これらの文書から、江戸時代を通して伯氏の遺跡・遺物が、現地で大切に保存されてきたことが知られる。

二四号の封紙は、細川勝元から伯新三郎に宛てたものである。伯新三郎は、伯山城守の子で、文明一五年(一四八三年)四月一六日の伯城の合戦で討ち死にしたことがわかる人物である(『大乘院寺社雜事記』による)。二五号は、江戸時代以来、本文書群の包紙として使用されてきたも



三好宗渭書状

のである。

「京都所司代板倉重宗触書」(一二七)と、二〇号・二一号・二二号の江戸時代の大名からの書状は、狛氏とは直接関係なく、上狛の内の林村の庄屋家の文書のなかから、後に混入したものと思われる。

このように、「狛文書」は、室町・戦国期の南山城地域の歴史を明らかにする上で、欠かすことのできない内容を持ったものである。この地域の国人に関する古文書は、現地に伝存している例は少なく、まとまったものとして、貴重な文書群である。「狛文書」は、昭和八年(一九三三年)に京都大学で影写本^{えいしゃほん}が作られた際、別紙目録のうち六号・二三・二五号を除く二一点で「狛文書続編」としてまとめられ、周知されている。したがって、一部に狛氏と直接関係のないものも含まれているが、周知の一群の古文書として、文書群全体を「狛文書」として保存を図るものである。

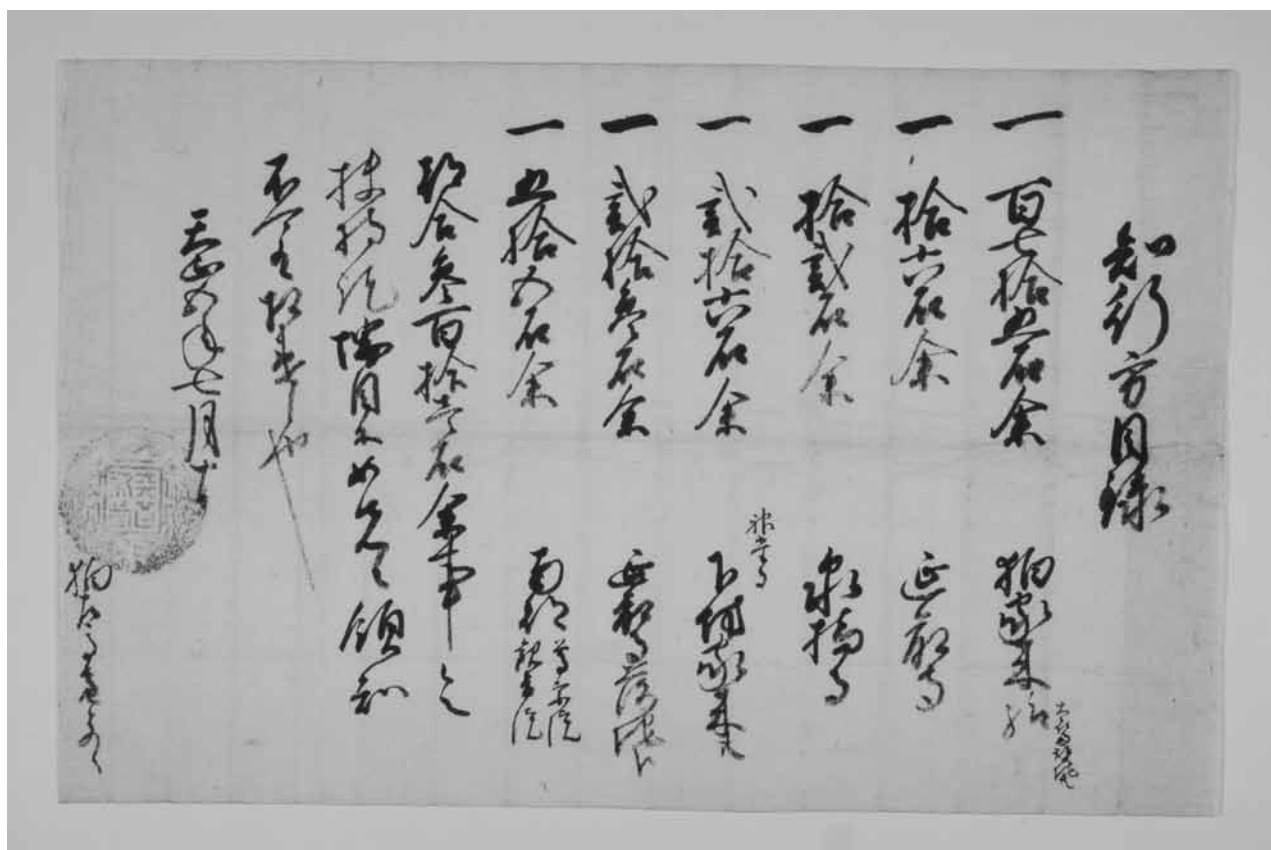
(田中淳一郎)

参考文献 山城町『山城町史』本文編(一九八七年)

山城町『山城町史』史料編(一九九〇年)



封紙(「狛新三郎殿 勝元」)



織田信長朱印状

北丹後地震写真ガラス乾板 かんばん 四二点（歴史資料・登録）

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府（京都府立山城郷土資料館保管）

時 代 昭和二年（一九二七）

北丹後地震は、昭和二年（一九二七年）三月七日午後六時二七分に、現在の京丹後市網野町郷付近を震源地として発生したマグニチュード七・三の大地震で、最大震度は六相当と推定されている。当時の与謝郡、中郡、竹野郡の地域に甚大な被害をもたらし、さらに夕食時刻と重なったことから、各所で火災が発生し、網野、峰山（現京丹後市）、山田（現与謝郡与謝野町）などで八、二八七戸が焼失した。人的被害は、死者は二、九二五人（京都府内で二、八九八人）、負傷者は七、八〇六人にのぼった。なお、「北丹後地震」は、気象庁による名称で、一般には「丹後震災」とも呼ばれている。

この地震では、京丹後市網野町浅茂川から同市大宮町三重に至る長さ一八キロメートルの郷村断層と、これに直交する与謝野町岩屋から宮津市府中に至る山田断層とが動き、地表にずれを生じた。特に郷村断層は、その西側が最大で八〇センチメートル隆起し、南へ二七〇センチメートルずれた。この郷村断層は、昭和四年に国の天然記念物に指定されている。また、同年には、被災者を慰霊し震災の教訓を後世に伝えるため、峰山町に丹後震災記念館（京都府指定文化財）が建てられている。

京都府行政文書等によれば、京都府では、八日深夜から現地に職員を派遣し、救護活動にあたった。八日午後四時には鉄道が丹後山田駅（現野田川）まで開通したが、その先は被害が甚だしく開通が二〇日になったため、峰山・網野方面へは徒歩で入っている。一四日には、京都府震



ガラス乾板

災救護宮津出張所から本庁に宛てて、「災害写真撮影の必要これ有り候に付き、技術者御派遣相成りたく候」という依頼があった（行政文書昭二―一三五「震災情報」）。

北丹後地震写真ガラス乾板は、このような状況のなか、地震直後に被災地に入った京都府職員が撮影したものである。乾板は、いずれもキャビネ判（一一・九×一六・三センチメートル）で、縁に一部欠損のあるものが一枚ある程度で、保存状態はよい。撮影された写真は、網野・峰山・山田を中心とした地域の被害状況を克明に伝えるものである。

これらの写真は、多くが昭和三年五月に京都府学務部社会課が発行した『奥丹後震災誌』の巻頭グラビアとして使用されているほか、関連書籍にも繰り返し掲載されている。

当時は既にフィルムも使用されていたが、フィルムを含め北丹後地震に係る写真の原板が残っている例は、現在のところ他に知られておらず、この乾板が残っていることは貴重である。また、京都府における震災被害の記録の保存の観点からも、注目される資料である。

撮影された写真の主たる内容は、次のようなものである。

郷村字高橋の断層（現京丹後市網野町）

罹災当時の峰山町役場と救護事務所（現京丹後市峰山町）

竹野郡郷村役場（現京丹後市網野町）

口大野村の家屋被害（現京丹後市大宮町）

網野町小浜の道路陥没による浸水（現京丹後市網野町）

焦土となった峰山町（三月一六日撮影か）（現京丹後市峰山町）

峰山町字吉原（復興バラック住宅）（現京丹後市峰山町）

山田村下山田の焼失の跡（現与謝郡与謝野町）

歩兵第九連帯の大隊本部 網野神社境内（現京丹後市網野町）

火災直後の岩滝町、岩屋村（現与謝郡与謝野町）



郷村断層



網野町小浜の道路陥没による浸水



府立宮津救護病院



焦土となった峰山町（3月16日か）

全村陥没せんとした世屋村字松尾（現宮津市）
 山田村山田駅前の倒壊家屋（現与謝郡与謝野町）
 岩屋村の山崩れで埋没した家屋（現与謝郡与謝野町）
 網野町離湖岸の田面の陥没及び隆起（現京丹後市網野町）
 京都府震災救護峰山出張所（峰山警察署内）（現京丹後市峰山町）
 京都府立峰山震災救護天幕病院（峰山警察署跡）（現京丹後市峰山町）
 府立宮津震災救護病院内の入院患者（宮津公会堂救護所）（現宮津市）

参考文献

網野小学校の倒壊後片付け（青年団、在郷軍人会）（現京丹後市網野町）
 （田中淳一郎）
 京都府『奥丹後震災誌』（一九二八年）
 京丹後市『京丹後市史資料編 丹後震災救護史料集』（二〇一一年）

史跡名勝天然記念物

寂照院のモウソウチク林

(天然記念物・登録)

長岡京市奥海印寺明神前三一番
宗教法人木の上山海印寺寂照院

寂照院は、平安時代九世紀半ばに創建された海印寺の一〇院のひとつで、現在その法灯を継ぐ唯一の寺である。『山城名勝志』(大島武好著、一七一一年刊)では『文徳天皇実録』を引き、仁寿元年(八五一年)に卒した権少僧都道雄が、夢に当地を見て海印寺を創設したと記されている。『類聚三代格』嘉祥四年三月二日付け太政官符では、定額寺に列することを認められ、華嚴宗の法に則り、海印三昧を修する一〇院を置き、「海印三昧寺」と称したとされる。応仁・文明の乱により、他の九院は焼失し廃絶したが、同院だけが現在は単立寺院として存続している。

境内南辺の入口にあたる仁王門の北に「孟宗竹発祥之地」と刻まれた石碑がある。日本へのモウソウチク伝来に関しては、竹類研究の第一人者であった京都大学名誉教授上田弘一郎氏により、現在地域が特定できる場所として、次の二箇所が示されている。ひとつは、島津家二一代当主吉貴が、元文元年(一七三六)に琉球から取り寄せ、現在の鹿児島市に所在する国の指定名勝庭園「仙巖園」に植栽し、その後、薩摩藩江戸屋敷などへ株分けし、分布が広がったという説で、当初の伝来時点から約百年後の天保八年(一八三七)に島津家二七代当主が祖先の業績を顕彰するため、仙巖園内に建立した石碑の内容に基づくものである。

もうひとつの説が、京都府乙訓地域の寂照院に関するもので、中国へ渡った宇治黄檗山の禅僧が、帰国の際に持ち帰ったモウソウチクを親交のあった寂照院主に贈呈し、同院で栽培がなされたところ、マダケやハ



寂照院のモウソウチク林

チクなど、在来種の竹類とは異なる趣があり、庭園植栽として珍重され、後の江戸時代後期に同地域に興隆するモウソウチクによる筍生産の基となったとされる。この説は、同院及び乙訓地域に古くから伝わるもので、明治三五年（一九〇二）刊の「京都府農会報」一二三号にも記述されている。

現在同院に孟宗竹発祥地として残されたモウソウチク林は、墓所の東方に位置し、東及び東南辺林縁の地形傾斜部も含めた境内の竹林総面積は約一〇〇〇平方メートルの広がりをもつ。そのうち四〇〇平方メートルを登録地域としている。直径一五センチメートルを越える竹^{ちくかん}が多数林立し、稈高は約一五メートルに及ぶ。食用筍を生産する乙訓地域で一般的な筍畑とは異なり、稈の先止め、頻繁な施肥、敷き藁、土入れなどの施業は敢えて行われていないが、竹林が過密化し美観を損なうことがないように、稈の密度を経験的に一〇平方メートル当たり三〜四本程度に抑える間伐がなされ、昔ながらの境内竹林の様相が保たれている。明治初期の神仏分離^{はしりだ}までは連続した敷地とみなされていた寂照院境内地北側の丘上に走田神社が鎮座するが、同神社のシイ、カシなどが優占する成熟した社叢林下部の日当たりのよい土地にはモウソウチクが進出し、これらの木本と混在している。境内地南側に続く平坦地に広く営まれる田畑地と北部丘陵の樹林帯との間を占める近世の竹林景観の原風景が、寂照院のモウソウチク林を南辺の核として残されている。

日本へのモウソウチクの伝来については複数の説があるが、同院のモウソウチク林は発祥地の伝承とともに寺をはじめとする地域の人々の永年の努力により今日まで保存されてきたものであり、江戸期からの特色ある竹林業地として全国的に名高い乙訓地域の歴史を顕彰する記念碑的な竹林として重要である。

（石田裕二）



モウソウチク林の内部

文化的景観

京丹後市久美浜湾沿岸の商家建築群と街なみ景観（選定）

所在地 京丹後市久美浜町

京丹後市久美浜町は、京都府北部西端にあたり兵庫県豊岡市と境を接する地域である。平成一六年以前は京都府熊野郡久美浜町として独立した行政単位であったが、同年四月近接の六町が合併し一市になった。今回の選定候補地は、合併前には久美浜町役場がおかれた中心街区であった。

久美浜湾沿岸の街なみは旧町域のほぼ中央にあり、日本海の内海である久美浜湾最奥に位置している。海面越しに円錐形の優美な兜山^{かぶとやま}や、湾と外海との境に形成された砂洲松原の小天橋が遠望でき、良好な景観となっている。

久美浜湾は穏やかな内湾であることから海面に近くに宅地があり、街なみ一帯は海と陸地が連なる印象的な光景である。また、久美谷川と栃谷川が街なみに注ぎ込み、海と河川が交わる河口部の景観を有することの特徴である。

歴史的には、但馬へ向かう豊岡街道、丹後峰山・宮津に向かう久美浜街道、丹後網野へ向かう網野街道などが結節する交通の要衝地であり、かつ日本海における航海上の港湾村としての集住地であった。一六世紀の伊勢講御師の手控である『丹後国御檀家帳』（写本）には、「久美のはま家五百軒斗^{ばかり}」「くみのどいはま家六拾軒斗^{ばかり}」「くみのほんくわん寺家卅軒門前共に本願寺」などの記載が見え、中世末期頃には六〇〇軒近くの家々が建っていたことが知られる。

現在の街区の成立は、一六世紀末、街なみ西端の古城山頂部への松倉



東本町付近の街なみ



久美浜湾へ流れ出る栃谷川河口の様子

城の築城を契機とする。具体的な記録は残らないものの、城山の正面に向かつて東西方向に平行する二本の通りは城館の築城時に計画され、通りに沿って間口が狭く奥行が長い短冊形の区画が形成され始めたと考えられる。

この地割は、江戸幕府による丹後支配の拠点となった久美浜代官の陣屋の設置によってさらに整えられた。享保年間の様子と記す絵図「丹後久美浜図絵」には、現在の位置とほぼ一致する寺社や陣屋、通りや街な

みが描かれており、この頃には概ね現在に近い景観になっていたことが理解できる。

さらに明治元年（一八六八）には、約四年間ほどであるが、明治政府によって久美浜代官所跡地に久美浜県庁が置かれ、明治三年（一八七〇）には新たな県庁舎も完成して、近畿北部の行政拠点として諸施設が整えられた。

こうした近代初期の景観は、代官所跡地の久美浜小学校に昭和六〇年（一九八五）現校舎が建設され、新たな官庁域や住宅街が広がり、久美浜湾に向かつて新しい公園整備が行われて改変されているが、歴史的な地割はほぼ改変を受けておらず、海岸から兜山や小天橋などの景勝地を望む周辺景観も、かつてと変わらない状況で保全されている。

なお現在の街なみには、江戸時代後期から明治・大正にかけての金融業、製造販売業、手工業兼小売業などを生業としていた商家が複数残されている。明治から昭和にかけての土居町・仲町には、造り酒屋や医院、銀行など広い敷地を持つ屋敷が多く、他町では鍛冶・呉服・縮緬・家具屋や旅館などの商家が並び、活況を呈していた。現在地域観光の中核施設として公開されている稲葉本家（「稲葉家住宅」国登録文化財）は、近世後期から近代に掛屋として繁盛した北近畿有数の豪商で、歴代の当主は経済的・社会的・文化的に地域を牽引した名望家であった。同家住宅の主屋は、明治二三年（一八九〇）に落成しており、但馬・久美浜地域における伝統的な空間構成を基本としつつ、同家の経済力を背景に洋風建築の要素を取り入れたものとして評価されている。

また今日における街なみの全体的な外観は、当地を襲った二度の大地震、大正一四年（一九二五）の但馬地震、昭和二年（一九二七）の北丹後地震による甚大な被害を受けた後に復興された時期の様式が基本となっている。



久美浜湾と兜山

木造二階建瓦葺の和風民家が短辺側を正面として軒を連ねているが、構造上は多くが内部に吹き抜けの空間であるナカノマと土間を有しており、再建に際して生業とともに伝統が継承されたことがわかる。加えてそれを契機に架橋された石造橋梁や、住人の交通手段であった木造和船を収納する舟屋など、当地の風土に根ざした特有の建造物も残されていて、景観上の特徴的な要素になっている。



木造和船の舟屋

このような街なみ景観は、地元まちづくり協議会の自主的な取り組みや、京丹後市の認定する景観形成条例に基づいた事業等によって、保全されてきている。

また、将来に向けての景観保全には、地元団体の継続的な努力と取り組みが必要であるが、平成二三年に新たにNPOが立ち上がるなど地域住民の活動は積極的であり着実である。またNPOは、今後一層広域的な景観

資源の活用を希望しており景観保全への意識は高い。

平成二三年一月には京都府景観資産に登録され、賑わい創出活動なども積極的に試みられている。

このように、京丹後市久美浜湾沿岸の商家群と街なみ景観は、中世後期頃までの半農半漁を基本とする港湾村の時代を経て、中世末期の城館築城および近世中期の陣屋の設置によって形成された地割が今日まで残り、また大正・昭和の大地震で倒壊を免れた商家を含む震災を経て復興された昭和初期の街なみが、周囲の良好な景勝地ともに保全されてきている貴重な文化的景観である。

(吹田直子)

参考文献

京丹後市教育委員会編『久美庄から久美浜へ―中世の久美浜―』京丹後市古代の里資料館特別展示図録 平成一八年(二〇〇六)

大場修『京丹後市久美浜町の町家と町並』平成二〇年(二〇〇八)

選定理由

1 (2) 商工業に係る景観地

(3) 集落に係る景観地

(6) 歴史的事跡に係る景観地

2 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち府民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの



江戸時代中～後期の久美浜（丹後久美浜図絵 舞鶴市郷土資料館蔵）

その1〈指定、決定、選定、(認定)〉

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

(平成24年4月1日)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財			記念物				合 計	文化財環境保全地区（決定）	選定保存技術（選定）	文化的景観（選定）	總 合 計	
		建造物		美術工芸品										風俗習慣	民芸	小計	史跡	名勝	天然記念物	小計						
		件数	棟数 （基）	絵画	彫刻	工芸品	書籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計															
指定	57	△2 9	△6 16	2	4	7	△1 1	△1 1			△2 15	(認定1) 1		△1 1	△1 3	△2 4	6	3	2	11	△6 40	15			△6 55	
	58	△2 9	△3 22	6	4	4		△1 2	1		△1 17			2	4	6	2	3	1	6	△3 38	9			△3 47	
	59	△1 7	△3 18	△1 3	3	2		1	△1 1		△2 10		1	1	△1 6	△1 7	2	△1 3	1	△1 6	△5 31	11			△5 42	
	60	△1 7	△2 11	3	3	2		△1 2	1		△1 11						2	1	2	5	△2 23	4			△2 27	
	61	△1 10	△15 39		1		1	1			3						△1 2	1	△1 2	△2 5	△3 18	5			△3 23	
	62	3	8	3	3			△1 4	2		△1 12						1	1	1	3	△1 18	4			△1 22	
	63	△1 3	△6 11	3	3	1		3	1		11							1	1	2	△1 16	1	(認定2) 1		△1 18	
	元	4	9	2	1			△1 2	1	1	△1 7	(認定1) △1 2	△1 1					1	1	2	△3 16	1			△3 17	
	2	1	1	1	△1 1	4		5	1		△1 12			3		3		1	1	2	△1 18	2	(認定2) △2 2		△3 22	
	3	6	△1 12	3	2	4	2	1			12	(認定4) △3 4									△3 22		(認定1) △1 1		△4 23	
	4	△1 4	△4 16	1	1				1		3						1		1	2	△1 9	1			△1 10	
	5	5	13	1	1	1	1		1		5							1		1	11	1			12	
	6	2	9	2	2	1		3		1	9	(認定2) △1 2					△1 1			△1 1	△2 14	1			△2 15	
	7	2	6		2	2		2	1	2	9	(認定2) △1 1									△1 12	1			△1 13	
	8	3	6	2	△1 2	1		2		2	△1 9										△1 12	2	(認定2) △1 2		△2 16	
	9	3	9	1	1	1	1	2	1	1	8	(認定2) 1						1		1	13	1			14	
	10	3	14	2	1	1		1	1	2	8									1	12	1			13	
	11	2	17	2	2		1		1		6								1	1	9	1			10	
	12	△1 3	△1 12	2	△1 1	1		2	1	△1 1	△2 8							1			1	△3 12	1	(認定1) △1 1		△4 14
	13	5	20	2	1	1	1	1		1	7							1		1	13	1			14	
	14	4	11	1	1	△1 1	1	1	1	1	△1 7							1		1	△1 12	1			△1 13	
	15	3	10	1	1	△1 2	△1 2		2		△2 8									1	△2 12	1			△2 13	
	16	3	8	1	1	1	2	2		1	8	(認定1) 1								1	13	1			14	
17	3	3	2	1	1		1	1		6	(認定2) 1						1		1	11	1			12		
18	2	11	△1 3	1	2	1		1		△1 8								1	1	△1 11				△1 11		
19	2	4	2	1		2				5			1		1					8	1		3	12		
20	1	4	1	1	1		1	1		5	(認定3) △1 3						1		1	△1 10			2	△1 12		
21	2	10	2	1				1	1	5										7			2	9		
22	2	2	2	1	1		1			5	(認定4) 2						1		1	10			1	11		
23	1	9	1	1			1			3	(認定22) △7 18								4		(認定8) △5 7			(認定30) △46 539		
計	△10 114	△41 341	△2 57	△3 49	△2 42	△2 16	△5 42	△1 22	△1 14	△16 242	△7 18	△1 2	△1 8	△2 13	△3 21	△2 24	△1 18	△1 16	△4 58	△41 455	68	△5 7	9			

(注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区・選定保存技術及び文化的景観件数一覧

その2(登録、合計)

(平成24年4月1日)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	有形民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合 計	文化財環境保全地区（決定）	選定保存技術（選定）	文化的景観（選定）	總 合 計
		建造物		美術工芸品										無形民俗文化財				記念物								
		件数	棟 （基） 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 籍 典 文	古 書 料	考 古 資 料	歴 史 資 料	小 計			風 俗 慣 習	民 俗 芸 能	小 計	史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	小 計						
登録	57	▲2 25	▲7 44	5	▲2 2	4		1			▲2 12				6	6				▲4 43				▲4 43		
	58	7	11		2	1					3				4	4		▲1 5	▲1 5	▲1 19				▲1 19		
	59	▲1 11	▲1 15		2						2				5	5		1	1	▲1 19				▲1 19		
	60	5	11		2						2		1	1	5	6				14				14		
	61	6	9	1	1	2		2	1	1	8			6	3	9				23				23		
	62	4	10			2		2			4		2	5	1	6				16				16		
	63	1	5											4	1	5				6				6		
	元	2	8		1						1		4	2	3	5				12				12		
	2	2	2	2							2		1		3	3				8				8		
	3	1	1												2	2				3				3		
	4	▲1 4	▲1 5					3			3				2	2				▲1 9				▲1 9		
	5	1	1												2	2				3				3		
	6	2	3												1	1				3				3		
	7	2	3											1		1				3				3		
	8	1	1											1	1	2				3				3		
	9	1	4											1	2	3				4				4		
	10	1	2										2		1	1				4				4		
	11	1	1				1				1		2		1	1				5				5		
	12	1	1												1	1				2				2		
	13	1	1											1		1				2				2		
	14	1	1												1	1				2				2		
	15	1	1											1		1				2				2		
	16	1	1																	1				1		
	17	2	3																	2				2		
18													1		1				1				1			
19	1	1																	1				1			
20	1	1																	1				1			
21														1	1		1		2				2			
22																										
23	1	3							1	1							1	1	3				3			
計	▲4 87	▲9 149	8	▲2 10	9	1	8	1	2	▲2 39	(認定22) △7	12	24	46	70		▲1 7	▲1 8	▲7 216	(認定8) △5		(認定30) △46 ▲7				
合計	△10 201	△41 490	△2 65	△3 59	△2 51	△2 17	△5 50	△1 23	△1 16	△16 281	(認定22) △7	△1 14	△1 32	△2 59	△3 91	△2 24	△1 19	△1 23	△4 66	△41 671	(認定8) △5	(認定30) △46 ▲7				

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財、府指定文化財等に指定又は文化財の焼失等により、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第三十集）

平成二十四年八月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課